

中国間接税情報



中国増値税改革：上海における 増値税の試行的改革

概要

2011年11月16日、財政部及び国家税務総局は共同で財税[2011]110号(以下、「110号」と略称)と財政[2011]111号(以下、「111号」と略称)を公布し、上海において増値税試行的改革の具体的な実施方法(以下、「上海試行」と略称)を定めました。110号において、増値税改革試行方案の基本的な枠組みを定めるのに対し、111号では試行地区(上海)において適用される具体的な実務指針を定めました。

上海試行は今後より広い範囲で増値税を改革するために踏み出した重要な一歩であり、中国増値税の歴史における新時代に向けての先駆けとなるものであります。上海試行の概要は以下の通りとなります。

増値税試行地区と適用時期

上海は増値税改革の試行地区として指定され、関連する上海試行は2012年1月1日から施行されます。

増値税試行の施行範囲

従来営業税の対象とされた以下の役務(以下、「課税役務」と略称)は、今後増値税が課されることとなります。



交通運輸サービス	陸上運輸、水上運輸、航空運輸、パイプライン運輸	
一定の先進型サービス	研究開発及び技術役務	研究開発役務 技術移転役務 技術コンサルティング役務 エネルギー契約管理役務 工事調査探査役務
	情報技術役務	ソフトウェア役務 回路設計およびテスト役務 情報システム役務 業務プロセス管理役務
	文化的及び創造的役務	デザイン役務 商標権及び著作権の譲渡役務 知的財産権役務 広告役務 会議及び展示会役務
	物流アシスタント役務	航空役務 港湾役務 貨物旅客ターミナル役務 遭難船救助役務 貨物運輸代行役務 通関役務 倉庫業務役務 荷役運搬役務
	有形動産のリース	オペレーティングリース ファイナンスリース
	認証及びコンサルティング役務	鑑定役務 認証役務 コンサルティング役務

上述のサービスの具体的な定義は111号付録「課税役務適用範囲注釈」をご参照下さい。



二種類の増値税納税者と適用税率

上海試行に基づき、次の2種類の増値税納税者に分類されます。

- ▶ 増値税一般納税者：課税役務を行う者で年間売上総額が500万人民元以上である者
- ▶ 増値税小規模納税者：課税役務を行う者で年間売上総額が500万人民元未満である者（注：小規模納税者は自主申請により、一般納税義務者となることが可能。）

適用税率は以下の納税者及び課税役務の区分に応じ以下の通り適用されます。

一般納税者	有形資産のリース	17%
	交通運輸役務	11%
	研究開発及び技術役務、 情報技術役務、 文化的及び創造的役務、物 流アシスタント役務、 認証及びコンサルティング役務	6%
小規模納税者	全ての課税役務	3%

当試行上、0%の税率が規定されており、当該0%税率が適用される課税役務の範囲は財政部、国家税務総局により規定されることとなります。

課税役務の役務提供地の確定方法

課税役務の提供者あるいは受領者が中国国内に所在する場合は、当該課税役務は中国国内で行われたものとされます。

ただし、以下の課税役務が行われた場合には中国国外で行われたものとされます。

- ▶ 中国国外に所在する者から提供され、かつその全てが中国国外にて消費される課税役務
- ▶ 中国国外に所在する者から提供され、かつその全てが中国国外で使用される有形資産のリース

増値税売上税額及び新たな増値税売上税額の計算方法

増値税売上税額の計算方法は以下の通りです。

増値税売上税額=販売価額×適用税率

課税役務の役務提供者が受領する対価の額に増値税額が含まれる場合における、増値税売上税額の計算方法は以下の通りです。

増値税売上税額=税込販売価額÷(1+適用税率)×適用税率

上海試行により、新しい計算方法が導入され、現在一定の営業税課税役務に適用される“差額計算”方式が採用されることとなります。既に課税役務の提供に対し営業税の“差額計算”方式を採用している場合には、下記に掲げる額は、当該課税役務の提供者が受領する対価の額から控除できません。

- ▶ 上海に所在するが上海試行の対象とならない納税義務者に支払われる額
- ▶ 上海市外に所在する納税義務者に支払われる額



上海に所在する増値税納税者が、物品の販売、修理修繕役務の提供並びに課税役務の提供を同時に行っている場合には、それぞれ異なる税率が適用される際、役務毎に区分して計算を行います。区分計算できない場合には、より高い税率に基づき売上増値税額を計算しなければなりません。

また、上海試行にみなし課税役務の提供の概念が導入されました。課税役務が提供されたとみなされる場合、又は課税役務の提供額が事業上合理的な裏付がなく過度に低い若しくは高い場合には、主管税務機関は売上額を査定する権利があります。

仕入増値税と新しく控除が可能となる項目

増値税一般納税者は物品の購入、修理修繕役務の受領及び課税役務の受領にかかり発生した増値税額は仕入税額として処理できます。以下の仕入税額は売上税額から控除することができます。

- ▶ 販売者又は役務提供者から発行された増値税専用発票に記載される増値税額
- ▶ 税関から発行された輸入増値税専用証憑に記載される増値税額
- ▶ 増値税専用発票及び輸入増値税専用証憑を取得していない場合、農産物の仕入額の13%に相当する仕入税額
- ▶ 交通運輸役務について、増値税専用発票が入手されない場合は、運輸発票に記載されている運輸費用の7%に相当する増値税仕入税額
- ▶ 海外に所在する課税役務の提供者に支払を行なった際に税務当局から取得した納税証明書(源泉増値税)に記載される増値税額

上海試行の中に売上税額から控除されない仕入税額についての明確な規定が定められています。

増値税管理

課税役務の提供者で年間の売上額が500万人民元を越える者は増値税の一般納税者として登録されます。一度、一般納税者として登録された場合には、課税役務の提供者は上海試行に基づき増値税専用プリンターの購入及び増値税専用発票を発行する必要があります。

増値税の課税期間は各納税者ごとに異なる点に留意が必要となります。増値税の課税期間は1日、3日、5日、10日、15日、一ヶ月あるいは四半期と定められております。課税期間は主管税務機関が納税者の納税額の多寡に基づいて決定します。課税期間が一ヶ月あるいは四半期とされる納税者は、当該課税期間終了後15日以内に申告書の提出と共に当該増値税額を納付する必要があります。

増値税の免税優遇及び還付規定の営業税からの移行

111号の付録三の中に13の増値税免税項目があり、4種類の即時還付の対象項目が明示されています。

上海試行の対象となる納税者で2011年12月31日以前に営業税の優遇措置を取得している者は、当該営業税の優遇措置の適用期限までにおいて、上海試行に基づき当該優遇措置を享受することができます。



所見

国務院が2011年10月26日に増値税制度改革試行を発表して以来、経済界は具体的な試行法案の公表に重大な関心を寄せてきました。試行法案には事業に影響を及ぼす可能性のある項目が多々含まれております。

上海試行では技術譲渡役務及び商標、著作権の譲渡が課税役務に含まれています。上海試行の法案によりますと、著作権及び商標権の譲渡が、著作権、商標権及び営業権の譲渡が含まれるのに対し、技術の移管役務には、特許技術及び非特許技術の所有権及び使用权の譲渡が含まれます。いくつかの企業は、中国から支払うロイヤリティ及びライセンスフィーに対して課された巨額の源泉営業税を支払っており、当該源泉営業税は企業にとって多額のコスト負担となっているものと思われます。海外での支払に対し増値税を源泉徴収し、また、その源泉徴収した増値税は仕入税額として、一定の条件を基に、支払側にて売上税額から控除されることができると、上海試行により上述の状況が改善されることとなります。

増値税ゼロ税率及びそれに対する増値税還付制度がサービス業に対して導入されました。ゼロ税率の適用範囲は111号において明らかにされておりませんが、ゼロ税率及びそれに対する増値税還付制度の導入は言うまでもなく、納税者にとって有利なものとなります。我々はゼロ税率の対象となる詳細が早期に公表されることを期待しておりますが、これは財政部及び国家税務総局の決定を待つこととなります。

現行の増値税及び営業税の計算方式を組み合わせることで、営業税の差額計算方法の対象となる納税者（例えば、商品及び役務を購入する際に、増値税専用発票（インボイス）を取得できない納税者）の課税問題を解決する方法として理解されております。しかしながら、現行の営業税差額計算方法は新たな増値税試行を実施にあたり新たな実務的な課題を発生させる可能性があるため、我々は財政部及び国家税務総局が納税者に対して更なる実務方針を公表するものと期待しております。

上海試行がもたらす変化及び課題に対応するため、我々は企業管理者及び税務の専門家が以下のような検討を行うことを提案致します。

上海試行に伴う影響分析	貴社と仕入先及び取引先との事業に対して上海試行がもたらす影響を分析する。増値税のコスト及びキャッシュフローに対する潜在的な影響に焦点をおき、増値税に関する実行可能なプランニングを分析する。
増値税ワークショップ	貴社の管理・税務・財務・業務チームに対し速やかに新しい増値税試行規定及びそれがもたらす潜在的な実務的影響に対する理解を浸透させる。
増値税契約書の詳細な検討	仕入先及び取引先と締結した契約書、及び今後締結する契約書の条件を分析します。特に検討する必要があるのは以下の通りです。1) 増値税を取引先に負担させるか否か、2) 契約条件に基づき、仕入先は増値税を請求することができるか。
ERPシステム・財務会計ソフトウェアの増値税モジュールに関する検討	増値税の発票及び申告のため必要なデータを作成するためのシステムの変更についてのERPシステム及び財務会計ソフトウェアの妥当性の分析を行う。
増値税に関わるプロセス設計	貴社のビジネスモデルを理解し、税務コンプライアンスを確実にを行うために、増値税に関するプロセス（例えば、増値税のインボイス発行プロセス及び申告プロセス）を改善する。



むすび

今回の上海試行は中国政府による増値税制度改革の決心の現れとも言えます。2011年10月26日に国務院が公布した告知によると、一定の条件を充足した場合には、一定の業種を選定し、中国全土で増値税試行改革を行う可能性があり、従って、企業は更なる増値税変革への対応が求められることとなります。

上海試行の公表は従来の多くの疑問を解決しましたが、更なる言及が必要となる論点もまだまだたくさんあります。上海試行が2012年1月1日より施行されることから、納税者が当該改正に対し適正に対応するために、対応措置がタイムリーに公表されるべきと考えられます。全ての企業は今後の告知内容等につき十分な注意を払う必要があります。また、上海試行施行後、多くの実務的な問題や議論が表面化されるものと思われれます。従って、企業は施行に伴う変化に適切に対応するための必要な準備を図ると共に、税務の専門家に助言を求めることをお勧め致します。

増値税試行法案全文及び前回の増値税試行改革に関する「中国間接税情報」は以下のリンクから閲覧することができます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201111/t20111117_608456.html

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201111/t20111117_608457.html

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ITA20111027_ch/\\$FILE/ITA2011001\(CHN\).pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ITA20111027_ch/$FILE/ITA2011001(CHN).pdf)

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001539

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china

連絡先

罗伯特・史密斯
亚太区间接税务主管
+86 21 2228 2328
robert.smith@cn.ey.com

北京
梁因乐, 合伙人
+86 10 5815 3808
kenneth.leung@cn.ey.com

上海
唐兵, 合伙人
+86 21 2228 2294
bryan.tang@cn.ey.com

林超苏, 合伙人
+86 21 2228 3006
michael-cs.lin@cn.ey.com

香港及华南区
李维政, 执行总监
+852 2629 3381
derek.lee@hk.ey.com

孙涌涛, 高级经理
+86 20 2881 2796
charlie.sun@cn.ey.com